

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成28年12月7日（水）午前10時～午前11時8分

場所 第2・3委員会室

出席議員（7名）

委員長 宮川 隆 副委員長 鈴木麻住 委員 大野慎治
委員 相原俊一 委員 木村冬樹 委員 堀 巖
委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員（18名） 総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘
秘書企画課長 佐野 剛、同統括主査 加藤 淳、同統括主査 小出健二
行政課長 中村定秋、商工農政課長 伊藤新治、同統括主査 今枝正継、
同統括主査 水野功一、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 安田悠佑、同
統括主査 岡茂雄、同統括主査 田中伸行、維持管理課長 高橋 太、同
統括主査 吉田ゆたか、同統括主査 竹安 誠、学校教育課長 石川文子

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第92号	岩倉市農業委員会の委員及び岩倉市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	全員賛成 可決
議案第93号	岩倉市消費生活センター条例の制定について	全員賛成 可決
議案第94号	岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第95号	岩倉市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第96号	岩倉市職員の旅費に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第101号	岩倉市企業立地の促進等に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第102号	岩倉市道路占用料条例の一部改正について	全員賛成 可決

議案第 103 号	岩倉市都市公園条例の一部改正について	全員賛成 可決
陳情第 18 号	沖縄県議会の〈米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書〉 を支持する意見書提出に関する陳情	聞き置く

◎委員長（宮川 隆君） では、皆さん、おはようございます。

師走といいまして、皆さんそれぞれ御多忙な日々だとは思いますが、総務・産業建設常任委員会の開催に当たりまして、皆さん、全員の御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案8件、陳情1件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、おはようございます。

きのう、きょうあたり非常に寒くなってきました。また、十分お体には留意していただきたいということと、最近、高齢者の交通事故、自動車事故がかなり新聞紙、報道等にぎわしております。皆さん方は、そうした中にはまだまだ全然入っていないと思えますけれども、市としてもそうしたところも、特に今、年末の交通安全運動週間でございますので、取り組んでいきたいと思っておりますし、またあすは、年末の犯罪撲滅啓発活動がございます。6時から市役所で出発式等ございますので、また御参加のほうお願いしたいと思えます。

また、今回の付託議案については、皆さん方に慎重な御審議をいただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） それでは、審査に入ります。

まず、議案第92号「岩倉市農業委員会の委員及び岩倉市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題といたします。

当局からの説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がございましたので、省略させていただきます。

では、質疑に入ります。

質疑ございますか。

◎委員（関戸郁文君） 農業委員の農地利用最適化推進委員のことについて御質問いたします。

農業委員の中の機能が2つに分かれたと思われれます。分かれたほうの農地利用最適化推進委員のほうは、耕作放棄地パトロールの現場活動ということ

でございます。

先日の説明の中で、農業委員と推進委員の報酬は同額というふうに御説明がありました。これ同額である理由と、その金額で推進委員が機能できるのかどうかというところの2つのことを教えていただけますでしょうか。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） 農業・農地利用最適化推進委員の報酬でございますが、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんも制度上の身分は同じ非常勤特別職でございます。

また、農業委員と同様に選出方法も地域からの推薦を受けて選ばれるものでございますので、農地等の利用の最適化の推進等の業務を同等の立場で一体的に担っていただきたいということから、農業委員と同額とさせていただきます。

金額に関しましては、同額でやっていただけると考えております。妥当だと思います。

◎委員（堀 巖君） 今の点ですけれども、立場は同等かもしれませんが、実質的に労働時間というか、月にどのぐらい拘束され、仕事をするのかという点についてお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） 農地利用最適化推進委員のどれぐらいの時間が拘束されるかということでもいいですか。

◎委員（堀 巖君） 2つを比較して。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） 農業委員と比較してということですか。

◎委員（堀 巖君） はい。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） どちらも同じように、あくまで仕事の主な業務が分かれているということでもありますので、農業委員さんも農地利用最適化推進委員さんも耕作放棄地のパトロールをお互い連携しながらやっていく、その中心的なものが農地利用最適化推進委員と考えておりますので、拘束時間というのは同じぐらいのことを考えております。

◎委員（堀 巖君） 今、現行の農業委員会の会議とかありますよね。その回数は今わかるわけで、それと比較して、今度、推進委員さんの集まりみたいところは、さっきのパトロールだけの話なんですか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 本会議の中でも回答させていただきましたけれども、推進委員の本当の国の狙いというのは、農地の集積化を目指しているところなんですけれども、岩倉市ではなかなか難しいというところで、パトロールが主になってくるかなあと考えています。

ただ、現在の農業委員さんも、今の農業委員会の仕事の中でパトロールを

していただいていますので、今後も分けることなく、できれば岩倉市としては、農業委員も推進委員さんも一緒にパトロールしながら、推進委員さんも農業委員会の総会に出ていただいて、議決権はないんですけども、意見をいただきながら、別々の仕事をするんじゃないかと、できれば同じような仕事をしていきたいというところで、同額とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 済みません。本会議でお聞きして、要するに農業委員会に女性の農業委員をとということで、ずうっと何回も何回も質問してきておりますけど、本会議の答弁の中では、ぜひ入ってもらいたいと考えているということなんですけど、推薦の枠の中にそういうことで事務局としても提案していくというような形で進められていくのかどうかという状況について、少しお聞かせいただきたいと思っております。

◎商工農政課長（伊藤新治君） やはり、部長が答えたように、女性と青年の委員さんも今後入れていかないとということなので、ただ、市のほうから出てくださいますとか、推薦とかお願いはできないもんですから、先日の農事組合長会があったんですけども、その中では、今の制度の改正の話をしながら、こういった女性ですとか青年も積極的に登用してくれるので、もしそういった方がいれば立候補していただいてもいいですし、推薦もしていただいても結構ですので、ぜひそういう方があったら、この改正の中で、ぜひ立候補なり推薦なりしていただければというところで、農事組合委員長会の中ではお願いをしてまいりました。それと同じことで、農業委員会の中でも同じような依頼はしております。

◎委員（堀 巖君） 本会議の最後に指摘した経過措置が必要ではないかという点についてのお考えをお願いいたします。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） 改正前の農業委員会等に関する法律の第7条に選挙委員の規定がございまして、第12条にも選任委員の規定がございまして。岩倉市におきましては、こちらの改正前の法律に基づいて岩倉市農業委員会の選挙による委員の定数条例を定めております。その定数は、12人というふうになっておりますが、しかし、これはあくまで選挙による定数を定めているものでございまして、農業委員さんの定数条例ではございません。

また、新しく農業委員会法に関する法律が改正されまして、こちらの法律の第8条と第18条のほうに、定数について政令で定めた基準に従いまして条例で定めるというふうになっておりますから、今回農業委員と農地利用最適化推進委員の定数の上程をさせていただいているところでございます。

農業委員さんの身分としましては、こちらの改正された新しい法律の附則の第29条の第2項に、平成28年4月1日以後に任期が満了する農業委員につきましては、その任期満了の日までの間に限り従前の例により在任するものとするという経過措置が定められておりますので、その身分におきましては、任期が満了する日まで存在するものと考えております。以上です。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、討論に入ります。

討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、採決に入ります。

議案第92号「岩倉市農業委員会の委員及び岩倉市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、議案第93号「岩倉市消費生活センター条例の制定について」を議題といたします。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略ということですので、直ちに質疑に入ります。

◎委員（相原俊一君） 第5条の第4項なんですけど、相談員が欠けた場合における補欠相談員の任期、前任者の残任期間ということなんですけど、1年ですよね、前では。何で残りだけにして、再任は妨げないとあるんですけども、それにした理由というのはどういうことなんでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 相談員さんが1年間を通してやっていただかないといかんもんですから、もし、その相談員さんが病気ですとか御都合でやめられた場合には、その後は補欠でということ、新しい相談員さんを設けないといけないということで、その残任期間をその新しいほうの相談員さんにやっていただくというところで、こういった定めにさせていただいております。

◎委員（相原俊一君） 要するに、新しくなられた方が残り期間をやるということですよ。

◎商工農政課長（伊藤新治君） おっしゃるとおりです。

◎委員（相原俊一君） 1年間だから12カ月だけど11カ月で、例えばいろん

な理由でおやめになったと、じゃあ、後任の方は1カ月だけだと。再任は妨げないけれども、1カ月だけの任期ですよということで任命されるわけですね、市長の囑託として。その理由というのは、本当に。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 現在、考えている相談員さんを囑託職員さんということでお願いすることになってはいますが、囑託職員さんは4月1日から3月31日までの任期でお願いしているということで、例えば2月にやめられたら、3月1カ月でもまた新たに任命するというようにさせていただこうと思っています。

◎委員（堀 巖君） 私も今のところをちょっと聞こうと思ってはいたんですけども、こういった任期の条文というのは、ほかにもたくさんあります。この表現がちょっと変わっていて、相談員が欠けた場合における補欠相談員、この補欠相談員というのがぼんと出てくるんですよ。これって、ほかのやつには補欠何とかというのはありますか。だから、例えば相談員が欠けた場合における新たに任命された相談員の任期はじゃないですかと思うんですがどうでしょう。

◎委員長（宮川 隆君） 答弁出ますか。

◎委員（堀 巖君） ちょっと補足します。

つまり、補欠相談員というのをぼんと最初に出しちゃうと、この補欠相談員というのは、欠けた場合にあらかじめ補欠相談員としてストックしておいて、その方がなるみたいなそういう条文だと思うんですね。そうではなくて、今聞くと、欠けたら新たに任命するといった相談員、だからそれが補欠相談員という固有名詞ではなくて、そういうことだとほかのいろんな条例等を比較するとそうではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） そういった考え方、ほかの条例なんかはそういったことかもしれませんが、済みません、今回は同じ新しい相談員ということで、ほかの自治体の条例等を見ながら、今回は補欠相談員という文言を使わせていただきました。

◎委員（大野慎治君） 済みません、各市町で、この消費生活センターをつくられると思うんですが、相談員さんの取り合いになるんじゃないかと。実際そんな資格を得ている方がそんなに数多くないものですから、取り合いになる場合に任期1年というのと、また更新していただけないおそれがあるんですが、その辺の対策は何を考えられているんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 確かに、今、大野委員さんがおっしゃられましたように、実際にそういった資格を持つ人というのは、県内全体を見ても少ないです。実際、現状で岩倉ですと、お二人お願いしております。

新たにセンターを立ち上げるに当たりましては、さらにお二人、実際には今やっけていただいているお二人の中で御紹介をしていただきながら、また県にも紹介をかけながら探して、実際には内諾というか御了承いただいているような状況ではありますけれども、そういったような状況の中で、なかなかどういうふうに確保していくかといったところは難しいところはあるんですけれども、例えば県内全体のセンターを立ち上げるに当たりましての実際にお支払いする報酬ですとか、勤務条件ですとか、そういったところの部分をつータルで見ながら、実際にはお願いをしているというような状況であります。

◎委員（木村冬樹君） 本会議で議論が相当されたところで、要するに今の県の一宮にある消費生活センターの今の現状と岩倉市でつくるもので、開設の日だとか時間がちょっとずれがあるということで、平成27年度では、一宮のところに160件ぐらいの相談があったということだもんだから、現状では、本会議で説明したように、週4日間で午前中ということで対応していけるのかもしれないですけど、やはり広く相談窓口があいているということは、重要なことではないかなあというふうに思うわけです。

それで、予算のほうの絡みもあるかと思えますけど、人件費なんかについての県費の補助というのは多分あるというふうには思うんですけど、現状で、これでスタートしながらも件数がふえた場合、あるいは県に開設されている7カ所が廃止の方向ということですので、そういった段階での時間や曜日の設定を再度検証するだとか、こういったことについては進めていっていただけるということでしょうか。考え方をお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今おっしゃられましたように現状、岩倉市の場合ですと、愛知県の相談室も含めまして、昨年ですと183件というような状況であります。

実際には、来年4月以降、毎週月曜日から木曜日の3時間半、午前中を相談日と予定させていただいております。それ以外の場合ですと、時間外の場合には、現状ですと県の尾張消費生活相談室を御案内させていただきますし、また休日ですと、愛知県の消費生活総合センターといったところも御案内させていただくような形で対応しております。

今後、新しくやっけていく中で、実際に相談の状況を見ながら、果たして午前中の3時間半だけ週4がいいのかどうかも含めて、相談員さんとともに相談しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） 第5条のところにセンター長のことが書いてあ

るんですよね。これは本会議のところで、センター長は商工農政課長が兼務するという答弁だったと思いますけれども、商工農政課長は商工農政課で勤務されます。相談の開催しているときというのは、センター長はそこにいないのかどうか、その辺がこの条例でははっきりわからないですけど、相談員が1人で対応すればいいのかどうか。

それと、相談員の資格は言及されているんですけど、センター長の資格というか、その相談試験に合格した者とか、そういうある程度の知識を持った人ということは言及されていないので、その辺はどうなのかということをちょっとお聞きしたいんですけど。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） さきのセンター長が誰かといったところで、商工農政課長というお話をさせていただいております。

実際のセンター長の役割としましては、消費生活の相談や苦情処理を初めまして、消費生活の向上のための指導や啓発ですとか、消費生活センターが円滑に運営されるようにアドバイスを行うなどがあります。

実際には、相談室に常時待機するというのではなくて、毎回相談員さんが、実際どんなような相談があったかといったものは、センター長のほうにも情報が伝わるように連携をとっておりますし、県が実施しているような研修にもセンター長は参加するといったところでやらせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

◎委員（堀 巖君） 今の点です。実質的に今とそう変わりはないということなんですよ、やっていることと。そうであるならばというか、この条例をせっかく新規条例で立ち上げて、この条例が何かちょっと薄いというか、第6条、第7条あたりで1条ずつしかないということで、今後、今の現状プラスアルファこうしていくんだというところの姿勢みたいなもの、例えばさっきの研修の話ですけど、今は、そういった消費生活の相談に対する研修に課長は行っていないのか、行っているのか。相談員さんも今度研修は、第6条に基づいてどんなふうに計画を立てているのか、その点についてお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今回の消費生活センター条例ですけども、まずもって消費生活センターを立ち上げるに当たりまして、設置、または組織及び運営と情報の安全管理等を盛り込んだ形で、立ち上げる場合には条例を定めなさいといったような形で定めさせていただいております。実際に県内の先に立ち上げたようなセンターの条例も少し参考にさせていただきながら、今回上げさせていただいているものです。

研修の状況ですけれども、商工農政課長初め、商工農政課の職員が県の研修のほうには参加させていただいておりますし、実際の相談に当たっていただく相談員さんにつきましても、独立行政法人の国民生活センターが主催しております消費生活相談員の研修といったものがありまして、そちらに毎年参加をさせていただいておりますし、県が主催しているような専門的な研修にも案内をさせていただいて出させていただいていると、そういったような状況でありますので、お願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ほかに質疑はないようですので、次に議案に対する討論に入ります。

討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第93号「岩倉市消費生活センター条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第93号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略ということ。

では、直ちに質疑に入ります。

◎副委員長（鈴木麻住君） その報酬のところ、今回、いじめ専門委員の報酬と調査委員の報酬が日額2万円という形で定められています。

このいじめ問題の委員会というんですかね。連絡協議会の委員も見えるところなんですよね。その連絡協議会の委員の報酬については言及されていないんですけど、それはどういうふうに考えられているんでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 協議会の委員につきましても、謝礼で組んでございますので、こちらのほうの報酬には載ってございません。お願いいたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） 報酬ではなく謝礼ということですか。幾らにな

っているんですかね。どういう謝礼の。

◎学校教育課長（石川文子君） 通常の7,450円という単価があるんですけども、開催時間数の関係で5,000円というふうに組んでございますのでお願いをいたします。

◎委員（大野慎治君） 今のに関連して、いじめ問題専門委員会の委員さん、調査委員会の委員さんは、開催時間に関係なく2万円報酬を払うということなんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 識見を有する方々の報酬につきましては、従来の委員会等も同様の取り扱いになりますけれども、時間に関係なく2万円という日額の支払いをさせていただいておりますし、今回もその予定でございます。

◎委員長（宮川 隆君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第94号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第94号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号「岩倉市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略ということで、当局側の説明を省略して、直ちに質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 質疑はないようですので、では討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第95号「岩倉市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第95号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号「岩倉市職員の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 質疑もないようですので、討論に入ります。
討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第96号「岩倉市職員の旅費に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第96号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「岩倉市企業立地の促進等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑ございますか。

◎委員（木村冬樹君） 企業立地の促進に関する条例に関しての奨励金については規則で定められるということで、今回の雇用促進奨励金についても規則によって定められているところであります。

やはり市民のことに关するものについては、条例の中で決めていただきたいなあというのは基本的に思っておるところであります。規則によりとい

うところについて当局の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

◎**商工農政課統括主査（今枝正継君）** なぜ規則でといったところかと思えますけれども、過去の議会の中でも議論がありましたと思えますけれども、奨励金の額ですけれども、市全体の財政状況を鑑みさせていただきながら、規則で定めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎**委員（木村冬樹君）** ですから、多分そういうふうでいくと、要するに財政状況の中で議決を得ずに変えていけるということなもんだから、やっぱりもう少しきちんと議会の同意を持ってやっていくような方向が望ましいのではないかなというふうに思うんですね。問題はないというふうには思うんですけど、望ましい方向はそうではないかなというふうに思うもんですから、その辺についての考え方を再度お聞かせいただきたいと思えます。

◎**商工農政課長（伊藤新治君）** 前回の議会の中でもその議論はあった中で、やっぱりほかの市町は条例で定めているところもあります。逆に要綱の中で定めているところもあるんですけども、岩倉市としては、規則の中で定めて執行していきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

◎**委員（堀 巖君）** そういうことじゃなくて、それ繰り返しているだけじゃないですか。要は議会の議決をどういうふうに重く見ているかというところをちゃんと答えないといけないと思う。

◎**商工農政課長（伊藤新治君）** そうでありまして、奨励金の額については、予算の中でも議会の皆さんに審議していただけると考えていますので、もしそういったことがあれば、その予算の議会の中で御指摘いただければと思えますので、よろしくお願いたします。

◎**委員（大野慎治君）** 前は奥村総務部長だったので、今は山田総務部長になったので、今の責任はないですが、本来は秘書企画で担当していたんですね、総務部で、企業立地促進に関する条例というのは。そのときに昨年12月議会で雇用促進に関する条例は早期にと、できるだけ早い段階で条例化を図ると。結果的に、私がしびれを切らして9月議会で一般質問に立ちましたが、商工農政課長の責任ではなく、どうしてこの秘書企画から商工農政課長にこの条例の責任が移ったのか、その経緯というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

◎**商工農政課長（伊藤新治君）** この企業立地の促進に関する事務分掌は、企業誘致については商工農政の所管になっております。

ただ、新たに企業立地の促進の奨励金についてのことは、企業誘致プロジェクトという会議、全庁的な企画課ですとか税務課とか入った企業誘致プロ

ジェクトの中でこの条例は検討されてきたことから、秘書企画課が事務局として担当してきたんですけれども、実際もう条例ができたというところで、本来の事務分掌の所管である商工農政が現在担当しております。その入れかわりの件で、前の奥村総務部長が6月とかという話をしたんですけれども、この時期になってしまいましたので、申しわけありませんがよろしく願います。

◎委員（堀 巖君） 一部改正なわけで、改正前の条例の適用で何社適用されたのか、そして改正後の条例で今後何件適用される予定があるのかという点についてお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 既に奨励措置を実際に適用された事業所というのは、平成28年の2月の1件と平成28年8月の1件のあわせて2件ございます。実際には、操業開始した事業所というのは、1件現在ありますけれども、そちらのほうに状況等確認しておるんですが、新規のこういった雇用というのは、現状ではないというふうに伺っております。

今後の部分につきましては、実際にどういった事業所が来るかといったところについては状況を見ながら、申請がありましたら、そういったものが適用されますし、制度については周知していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

◎委員（堀 巖君） 新規制定のときの議論もあったんですけれども、周知なんですけど、積極的に売り込みに行かないといけないということが出されたと思います。その点について、新たに加わった1人当たり20万円というところのアピールを今後加えて、どのように展開していくかの再度確認したいというふうに思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今回、新たに雇用の分を追加させていただくことを上げさせていただいておりますけれども、例えばホームページですとかチラシ等を活用するといったところもありますし、愛知県のほうでは、工業立地キャラバンといったものもございまして、実際に各市町がこういった制度を持ってやっているかというような紹介をされていて、そこにそれぞれの企業が参加していくというような場もありますので、そういったところを活用させていただきながら、制度周知を図りたいと思っておりますので願います。

◎委員長（宮川 隆君） ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第101号「岩倉市企業立地の促進等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第101号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号「岩倉市道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑ございますか。

◎委員（大野慎治君） 表の下段のほうにあるんですが、祭礼、縁日に際し、一時的に設けるもの。1平方メートル当たり1日につき23円というのがあるんですが、多分これは、露天商に関するものだと思うんですが、桜まつりのとき、このような安い金額ではよろしくないんじゃないかと。軽トラ市では1日2,000円の出店料があるので、1日2,000円並みにするという。大体ざつとですが、2.5メートル掛ける4メートルぐらいの露天商だと10平米ぐらいです。1日、その桜まつり期間ぐらいは200円ぐらいにするとか、1日お店をあけていますので、そういった意味でそういったところは変えられるものなのか、市の条例なんで私は変えられると思っているんですが、変えられるのか変えられないのか、その辺の見解をお聞かせください。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 御質問いただきました占用料に関しましてですが、期間について設けるということになると、ちょっと占用料の設定の仕方がまた変わってくるかなあというのがあるんですけども、もともとおっしゃってみえる桜まつりのときの屋台についてですが、これは商工農政課から桜まつりの事業という形で申請が出ておりまして、その一環で減免という形で、道路占用料そのものとしてはいただいておりますという状態になるわけなんですけれども。

◎建設部長（西垣正則君） ちょっと補足をさせていただきます。

実は、私が商工農政課長のとときに、いろいろそういう市民の声もございまして、いろいろ検討した中で、現在、堤防道路は市道というところに認定を

されていますので、岩倉市が主催するお祭りの実行委員会が全面的にお祭りとして占用するという形を現在とっております。

今の露天商の占用料部分につきましては、お祭りの実行委員会の中で環境保全協力金みたいな形のお金として、この1日1平米当たり23円という金額を先方のほうに伝えて、実行委員会のほうの歳入の中に取り込んで、お祭りのほうの運営はさせていただいております。

◎委員（大野慎治君） 私は、道路及び堤防、樹木の桜に単管を打ち込みますので、そういった面で影響もあるし、桜まつり期間中に30万人から40万人の方が落ちている中のほぼ感覚的ですが、6割方露天商に落ちています。その売り上げを普通に考えれば、基本的には露天商から軽トラ市並みの占用料並びに協力金、僕は桜並木に対しての協力金だと思いますが、実際は。そういったものを検討する時期じゃないかと。余りにも23円ですと、10平米だと1日230円、10日間で2,300円、これはやっぱり軽トラ市並みのものをいただいて桜の保全に使うべきではないかという私からの提案でございますが、委員長、ちょっとよろしいでしょうか。皆さんで1回協議をさせていただくか、僕が一方的に今提案しましたんで、自由討論に入るのか、お時間をいただけないでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） 今回の件で当局側の見解みたいなものは、先ほどの答弁ですね。

では、お諮りいたします。

まず、大野委員のほうから提案された内容に関しての趣旨ですね、今ざつとは言われたと思うんですけども、私が捉えたところでは、そこからの上がりの一部を岩倉市の財産である桜の保全のほうに持っていけないかというような、何らかのそういう手段はないのかという考えに基づいて提案されているというふうに感じているんですけども、ですから、露天商からもらうことが全てだというふうには感じませんけれども、やっぱり利用者、もしくはそこから利益を得る方々からも取るべきじゃないかというようなことでよろしいですね。

◎委員（大野慎治君） かなりの売り上げがあるので、協力金をいただけないかと。協力金のような道路占用料をいただけないかと。

◎委員長（宮川 隆君） そういう観点で皆さん何らかの御意見ございましたら、出していただきたいなと思うんですが。

◎委員（堀 巖君） 大野委員の言われることもわかりますが、やはり向こう側の立場に立つと全国的なバランス、岩倉だけが何かそういうふうに出している金額を払うのかという話にもなりますので、そこら辺の状況なん

かもやっぱりちょっと勘案する必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですが。

◎委員（木村冬樹君） 現状からいって、この条例に基づく占用料というのは、減額するというかなしにして、別の形で環境保全協力金ということだけでいただいているということだもんだから、この条例の審議とは別のところになってくるもんだから、それは提案としては僕も趣旨はわかるもんですから、そういう議論はしていく必要はあると思いますけど、きょうこの場でそのことを考えていくというところはどうかと思うから、条例の議決をやっぱりきちんとして、後はきちんと提案を受けて議会の中で議論していくということかなあと思っていますけど。

◎委員（相原俊一君） どちらにしたって、こういうことは唐突にできるもんじゃないですし、一般質問でやることによっても提案はできるわけですから、また木村さんがおっしゃるような形でいくのも手かとは思いますが。

◎委員（大野慎治君） 済みません、過去に僕は一般質問しています。そのことで一般質問させていただいておることで、たまたま条例が出ましたので、条例が出たときしかちょっとなかなか改正する機会がないとか、提案する機会がなかったもんですから。結果的に協力金といっても道路占用料と同額のものを協力金としていただいているということであるならば、軽トラ市並みにか、せめても半額ぐらい、もうちょっと桜並木に対する思いというのが市民の方から露天商から何も取ってないんじゃないかというよりも、いただいた上で協力をお願いするといった形のほうが正しいのではないかと、いただいていますと、桜並木の保全のためというほうが市民理解が得られやすいんじゃないのかなと思って今回突然唐突に、一般質問を過去に僕はしていることを踏まえて提案させていただきました。

◎商工農政課長（伊藤新治君） その話の中で、現状としまして、今部長が言われた環境保全協力金は露店の平米によってお金をいただいているんですけども、それ以外に露天商の負担というところでどういうものがあるかということで少し紹介させていただくと、実行委員会の中のぼんぼりの購入ですとか、あと水道も使っていますので、その水道代をいただいています。あとはごみとか捨てられるというところで、露天商のほうシルバー人材センターにお願いして毎日清掃、平日だと3名、土・日だと4名、露天商がシルバーに頼んで清掃も行っているというところだけ報告させていただきます。

◎委員（大野慎治君） 水道代は当然いただかなきゃいけないし、ごみの処理は職員の方のほうがかかりの人数を割いていますので、シルバー人材センターを使われているかもしれないけど、僕たちが認知しているのは、職員の

皆さんの努力と朝の地元の皆様の努力で成り立っている、ごみの処理に関しては。ほとんどの10日間、地元の皆さんの朝の清掃活動と開催中は職員の皆様の努力で行われているという認識でございますので、そういったことも踏まえると今回改正するという事じゃないんですが、今後これは総務・産業建設委員会の継続審査というか協議事項に残していただいた上で、一文入れていただければうれしいなと思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） 今の道路占用で問題になっているのは、桜まつりの露天商がどうこうという話なんですけど、それ以外で使うような祭礼、縁日等に際しというのは、桜まつり以外あるんですかね。

◎維持管理課長（高橋 太君） その道路管理者という観点からでは、今現在、営利目的とした露天商だとかを個人的に認めていることはございません。

桜まつりを初めとした市が主催するもので商工農政が認めていくとか、所管課が認めるものについては、所管課から申請がありまして、それで道路管理者としては減免で認めていると、そういう姿勢であります、今現在。

◎委員（堀 巖君） ちょっと確認です。

そうすると、露天商の組合みたいなのがあって、そこから申請が上がってくるわけではなくて、許可は商工農政課に出しているということですか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 申請のほうは商工農政課からいただいておりまして、商工農政課に対して許可を出しているという形になります。

◎委員長（宮川 隆君） では、各委員にお諮りいたします。

今の議論というのは、議案に直接関係するものではありませんけれども、当委員会の所管事項でありますまちづくりであったり、にぎわいづくり、商工観光等に関係することありますので、各委員さんにおかれましては、そういう課題があるということを一旦認識していただきまして、先ほど木村委員が言われましたように、議案は議案として取り扱っていかうと思いがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） では、その前提におきまして、他に質疑ございますか。

◎委員（木村冬樹君） この表の一番最後のところの追加した項目ということで、令第7条第9号に掲げる施設ということについてお聞かせいただきたいと思っております。

跨線橋ができて、その下ということですが、占用料の計算方法として、Aにそれぞれ係数があって掛けて、それを乗じて得た金額ということになっておりますが、そのAというものの近傍類似の土地ということというのが、

なかなかどういうものなのかなというふうに思ったりするわけです。いろいろあると思いますけど、要は跨線橋の下なんかを他の公共的なこと以外に占用させていく考えがあるのかどうかということだとか、あるいは近傍類似の土地というのはどういうふうなものを想定しているのか、こういった点について少し説明をお願いしたいと思います。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 御質問いただいております近傍類似の土地ということからですが、こちらのほうは利用状態ですとか土地の形状、そういったものから、この対象の場所の近隣の土地の近いところに似たようなところを選定しまして、そこから算出するという形になっております。

こちらのほうで高架下の利用につきましては、基本的にはいわゆる個人とか民間とか、そういったものの利用目的では認める方向はなくて、現在は公共的な機関の申請のものを対象としております。

◎委員（堀 巖君） その関連なんですけれども、今、個人とか云々というところで、市に協力していただいている市民団体の倉庫だとかいろんなものが、例えば公園とかね、高架の下にあるかないかわかりませんが、そういったところというのは、今現状あると思います。あるものに対して、この占用料についてどういう考え方をしているのか、まずお聞かせください。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 高架下につきましては、現在、岩倉市が管理しているところはないんですけれども、一応、参考として、一宮春日井線が今公園として利用させてもらうという状態になっておりまして、そういったものがもし市の管理する高架の下であれば、やはりそれは受けていくという形になってくるかなと思っております。

◎維持管理課長（高橋 太君） 堀委員のお尋ねなのは、そういった反公共的といいますか、そういった団体が使用を願い出たらどうされますかということだと思いますが、それも、先ほど桜まつりの話で出ましたように道路管理者としては、反公の市民団体といいますと……。

〔「反公っておかしいよね」と呼ぶ者あり〕

◎維持管理課長（高橋 太君） そうですね。非公の団体で公共性が認められるという話になりますと、どこか市の窓口、商工農政なり生涯学習だったりだとかそういうところがございまして、その活動の公性といいますか、公共用地を貸すに値する団体だという文書を担当課からいただいた中で許可しているという方針で管理、占用許可を出しています。

◎委員長（宮川 隆君） 具体例で言うと、桜保存会の倉庫みたいなものが上げられるということなんですよね。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 道路ではないですけれども、市の施設とい

うところであれば、例えば今おっしゃられたお祭りとかには、桜保存会のプレハブがあります。八剱憩いの広場には、水辺を守る会のコンテナと、あとはグラウンドゴルフのプレハブなどがありますけれども、そういったものが事前に目的外使用の申請をいただいて許可証を出して使用していただいています。

◎委員長（宮川 隆君） 逆に言えば、そういうところに限られているという認識でいいわけですね。

◎商工農政課長（伊藤新治君） はい。

◎委員長（宮川 隆君） よろしかったですか。

◎委員（堀 巖君） ちょっと今すぐにはっきりしたことは言えないんですけど、やっぱり道路占用の許可は使っている人に対して出すべきで、行政に対して出すのは何か違うような気がします。

それとは別に違うことで、例えば市から団体に対する補助の中で、そういったことも見てあげるとか、それをごちゃごちゃにしちゃって、全部行政が窓口になって、道路管理者として許可をそこに出すというのがどうなのかなというふうに思うんですけども。やっぱり使用者があくまでも公共じゃなくて市民団体なわけで、そこは市の行政に協力はしていただいているけれども、位置づけとしては公共ではないわけで、それを行政が隠れみのになっちゃっているというところが、ほかの市民から見ると何か不信感を抱く原因にもなっちゃうのかなと思うので、そこら辺はきちんと分けして、整理していくべきではないのかなというふうに、これは意見です。ごめんなさい。

◎維持管理課長（高橋 太君） 堀委員御指摘のとおりだと思います。道路管理は、道路法の縛りがかかっていますので、許可するに際しましては、そういう対象者が誰かという以前に、許可できる項目もかなり厳しく限定されてくるということがまず前提でございます。

今後、堀委員の御指摘のように、隠れみのになるんじゃないかという懸念は、当然許可するときにそういった審査といいますか、公性みたいなものが芯にあるのかどうかというのは、許可する道路管理者としても注視して慎重に判断していきたいというふうに思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） ちょっと1点お聞きします。

工事なんかで道路占用をとることがありますよね。工事に伴って道路占用をとって、その道路を一時利用するとか。そういうのもこれは含まれるということですか、この条例の中に。

◎維持管理課長（高橋 太君） 含まれます。こちらの表の中で適用させていただきます。

◎副委員長（鈴木麻住君） その場合は、どの項目になりますか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） そういった対象のものといいたしましては、一番多いのが、例えば宅内の建設のために足場を設けたりという場合に道路占用というのが出てくる場合があります。

〔「どれに含まれますか」と呼ぶ者あり〕

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 下から4番目の項目の令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料というのが該当する形になります。

◎委員長（宮川 隆君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第102号「岩倉市道路占用料条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第102号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 質疑もないようですので、次に討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第103号「岩倉市都市公園条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第103号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

ほかに、陳情等文書表のとおり陳情が1件、本委員会に送付されております。

陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） この沖縄の問題については、以前の議会で請願として出されたものについては、要するに地方自治の関係で採択をして意見書を出しているというふうに思います。ですから、そういう対応を岩倉市議会はしているということを陳情者に伝えるということは、一つ必要ではないかなあというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） という御意見がございました。

陳情書の中身といたしましては、直近の選挙なんかを鑑みるときに、工事に反対する候補者が当選しているのにもかかわらず国が強行するのはいかなものかという内容と、それから沖縄県民としては、国全体の防衛ということで犠牲になっているのではないかという、この県民の意識ということを広く皆さんに伝えたいというような意識があるのかなというふうに読み取りました。

それを受けまして、木村委員の発言がありましたので、その内容を陳情者のほうに返事するとき、こういう意見があったということも添えてお返ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 異議なしということでございます。そのように決しました。

次に、議会閉会中の継続審査について、昨日、案を示させていただきました。正・副委員長のほうに御意見があればということでいただきましたが、その際、議会報告会（ふれあいトーク）というような表記であったけれども、総称としてふれあいトークということなので、議会報告会は必要ないんじゃないかという御意見がありました。

あと、前回は行政視察を行う前提で人事行政に関する事、防災都市づくり計画に関する事、狭隘道路対策についてということが含まれておりましたけれども、この件に関しては、一定研究もされましたし、今議会の一般質問のほうにも反映されているということで、継続の案件からは外したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） じゃあその内容で、議長のほうに委員会として送りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

他に何か質疑、報告等ございましたら、この際ですので。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） ないですね。委員のほうからもないですね。

では、以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。